シズケア*かけはし(静岡県地域包括ケア情報システム)利用者細則

(目的)

第1条 この細則は、シズケア*かけはし(静岡県地域包括ケア情報システム)運用管理 規程第10条第2項の規定に基づき、「シズケア*かけはし(静岡県地域包括ケア情報シ ステム)」(以下「システム」という。)の運用及び管理に係る費用の施設及びユーザ の負担(以下「利用料」という。)等について定める。

(利用料の額)

第2条 利用料の額は、4月から翌年3月まで(以下「年度」という。)を期間として、 別表に定めた額とする。

(利用料の支払)

- 第3条 毎年4月1日時点でシステムに登録している施設又は事業所(以下「施設等」という。)は、年額の利用料を一括で支払うものとする。
- 2 新たにシステムに登録したとき(システムへの登録をやめて再度システムに登録した ときを含む。以下同じ。)は、当該施設等はシステムに登録した日の属する月からその 月に最も近い3月までの利用料を月割により一括で支払うものとする。ただし、システムへの登録をやめて再度システムに登録したときが、システムへの登録をやめたときと 同一年度で当該年度内の利用料を既に支払っている場合はこの限りでない。

(利用料の納期)

- 第4条 利用料の納期は、毎年6月末日とする。ただし、金融機関口座からの振替により 支払う場合の納期は、毎年6月の当該振替を行う会社が指定する日とする。
- 2 新たにシステムに登録したときの利用料の納期は、システムに登録した日の属する月の翌々月の末日とする。ただし、金融機関口座からの振替により支払う場合の納期は、 口座振替手続き終了後において最も近い当該振替を行う会社が指定する日とする。
- 3 前2項本文の納期が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月31日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い休日等、1月2日又は1月3日でない日を納期とする。

(システムへの登録をやめたときの利用料の取扱い)

第5条 システムへの登録をやめたときは、システムへの登録をやめた日の属する月の翌 月以降の利用料は返還しないものとする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、一般社団法人静岡県医師会(以下、県医師会という)が設置するシズケアサポートセンター(静岡県地域包括ケアサポートセンター)「シズケア*かけはし運用検討委員会」において取り扱い、かつ県医師会理事会の承認を経なければならない。

附則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年10月12日から施行する。

(利用料の支払に関する経過措置)

2 平成 29 年 12 月 31 日までにシステムに登録した施設等は、平成 29 年 12 月までの利用 料の支払を要しない。

(利用料の支払等に関する平成30年1月から平成30年3月までの取扱い)

3 平成30年1月1日時点でシステムに登録している施設等は、平成30年1月から平成30年3月までの利用料3,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を一括で支払うものとし、その納期は、平成30年2月15日とする。この場合において、システムへの登録をやめたときは、システムへの登録をやめた日の属する月の翌月以降の利用料は返還しないものとする。

(施行期日)

4 この細則は、令和4年3月24日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

利用料の額

(1)基本料金

区分	単 位	金額
基本利用料	1 事業所	年額 12,000円 (税込 13,200円)

(2)オプション料金 (基本料金に加算)

単 位	金額
1 事業所	年額 24,000円 (税込 26,400円)
市 町 (人口1万人未満)	年額 24,000円 (税込 26,400円)
(人口1万人以上)	年額 36,000円 (税込 39,600円)
(人口5万人以上)	年額 48,000円 (税込 52,800円)
(人口 10 万人以上)	年額 60,000円 (税込 66,000円)
(人口 20 万人以上)	年額 72,000円 (税込 79,200円)
(人口30万人以上)	年額 84,000円 (税込 92,400円)
	1 事業所 市 町 (人口1万人未満) (人口1万人以上) (人口5万人以上) (人口5万人以上) (人口5万人以上)